

社会保険にいがた

7

一般財団法人新潟県社会保険協会

2023
NO.923



- 賞与等を支払ったときは届出が必要です
- <募集>令和5年度「わたしと年金」エッセイ
- 仕事中や通勤途中のケガは健康保険を使用できません
- <今月の健康情報>脱水・熱中症にご注意を!
- <募集>みんなで楽しくポウリング大会
- <募集>定年後を考える年金セミナーなど

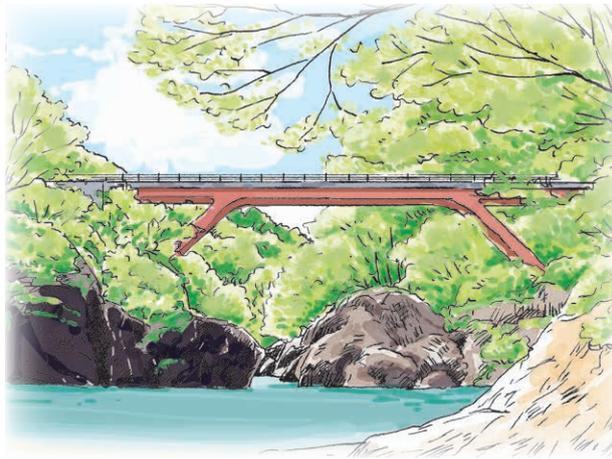
Contents



さ る と び ば し 猿 飛 橋

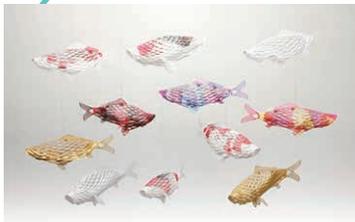


新潟県の最南端に位置する津南町を流れる、信濃川水系の一级河川・中津川。流域内に点在する集落は総称「秋山郷」と呼ばれ、日本の原風景が残る秘境として知られています。その集落のひとつ逆巻集落と国道405号を結び、中津川で最も狭い断崖の上に架けられているのが「猿飛橋」です。一説によると、猿が川を飛ぶようにして渡っていた様子から「猿飛」と呼ばれるようになりました。現在の鋼橋が架けられたのは1981年。それ以前は吊り橋、さらにさかのぼると大きな岩から岩に丸太を渡して、橋の代わりとしていたそうです。



江戸時代後期の作家・鈴木牧之(現在の南魚沼市出身)が橋を訪れた際、大きな岩や藍色の溪流などに感銘を受け、その様子を紀行文「秋山紀行」に書き残しています。現在も橋の眼下には、荘厳な岩と神秘的な藍色の溪流の姿があり、まるで鈴木牧之が見た風景をそのまま眺めているかのような気分になります。橋の周辺は落葉広葉樹に囲まれ、新緑や紅葉など季節の表情が渓谷に沿って広がり、深い山中に静かに佇む「猿飛橋」は、まさに秘境と呼ぶにふさわしいビュースポット。人々を魅了してやまない、癒しの絶景を拝むことができます。

12/ 会員事業所からのお知らせ



新潟市

株式会社 第一印刷所

代表取締役社長 遠山 亮

当社は新潟市に本社を置く総合印刷会社で、おかげさまで今年創立80周年を迎えました。今では印刷にとどまらず、WEBや動画、イベントに至るまで時代に合わせて事業領域が広がっています。また同時に、サービスの軸となる印刷物に新たな可能性を見出そうと挑戦を続けています。そして、地域に根差す企業として地域コンテンツを活かした商品開発にも力を入れており、その一つとして開発したのが「紙にしきごい」です。糸を引っ張ると平面から立体の錦鯉に変化する仕掛けが特徴の紙製モビールで、吊ると錦鯉が空間を泳ぐようにゆれて室内を彩ります。この商品は当社のレーザー加工技術を駆使し、造形デザインにも工夫を凝らして出来上がりました。当社はこれからも、社是「朗らかに稼ごうや」を胸に、100年企業を目指して変化し続けていきます。

賞与等を支払ったときは届出が必要です

ボーナスなどの賞与を支払った場合は、支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。支払われた賞与等も、将来受け取る年金額の対象となりますので忘れずに届出をしましょう。

※令和3年4月1日よりこれまで、「賞与支払届」に添付いただいていた「賞与支払届総括表」は廃止いたしました。賞与の支払いがあった場合は「賞与支払届」のみの届出となりました。

賞与支払届の対象となるもの

賞与、期末手当、決算手当、特別手当、その他どんな名称であっても、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下支払われるものは賞与となります。

※年4回以上支払われるものは、標準報酬月額(算定基礎届)の対象となりますのでご注意ください。

標準賞与額の 対象となるもの	通貨 賞与、年3回以下支給される期末手当、寒冷地手当など	現物 現物で支給される賞与など
標準賞与額の 対象とならないもの	通貨 大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、仕事上の交際費、慶弔費など	現物 制服、作業着、見舞品、生産施設の一部である住居など

賞与支払届の届出方法

- 届出用紙** 賞与支払予定月が登録されている事業所へは、支払予定月の前月に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与不支給報告書」が送付されます。支払年月日や被保険者ごとの賞与額などを記入のうえ、ご提出をお願いします。賞与等を支給した場合は「被保険者賞与支払届」のみ、お届けください。賞与等の支給がされなかった場合は「賞与不支給報告書」のみ、お届けください。
- 電子媒体 (CD・DVD)** 「届書作成プログラム」(日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>)からのダウンロードにより作成されたCD・DVDでの届出も可能です。また、希望する事業主の方には、被保険者の氏名や生年月日などの基本情報をあらかじめ収録したターンアラウンドCDを送付します。
- 電子申請** インターネットを利用した電子申請も可能です。手続きについては、電子政府の総合窓口(<https://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

賞与支払届の記入例 / 令和5年8月25日に賞与を支給した場合



様式コード
2 2 6 5

健康保険 被保険者賞与支払届
厚生年金保険
厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届

- ①被保険者整理番号を必ず記入してください。
- ⑦70歳以上被用者のみ、本人確認の上個人番号を記入してください。

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)	⑧ 備考
共通	④ 賞与支払年月日(共通)	9.令和 0 5 年 0 8 月 2 5 日	←1枚ずつ必ず記入してください。	
1	① 12	② 年金 大介	③ 5-351205	⑦ 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日: 日)
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。	⑤ (通貨) 624,850 円	⑥ (合計) (千円未満は切捨て) 624,000 円	

⑦通貨によって実際に支給した賞与の金額を記入してください。

⑦通貨以外のもの(現物)により支給した賞与を金銭に換算して記入してください。

⑦欄と⑥欄の合計から1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

⑧70歳以上被用者の場合は「1.70歳以上被用者」を○で囲んでください。

賞与支払届の留意点について

- 標準賞与額には上限があります。右記、上限額以上の賞与支払いがあった場合は上限額で標準賞与額を決定します。届出の際は、賞与支払額はそのまま記入してください。
- 賞与支払予定月が登録されている事業所は、登録月に賞与支払いがなかった場合には、「賞与不支給報告書」のみ提出が必要です。

健康保険 年度の累計額573万円
厚生年金保険 1か月あたり150万円

資格取得・資格喪失月の賞与の取り扱いについて

- 資格取得月(資格取得以降)に支払われた賞与は保険料の対象となりますが、資格喪失月に支払われた賞与は保険料の対象とはなりません。
- ※ただし、保険料の対象にならなくても、資格喪失日の前日までに支払われた賞与については賞与支払届の提出が必要です。
- ※なお、資格取得と同月に資格喪失した場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものであれば、届出の対象となります。

令和5年 8月の出張年金相談のご案内

予約制

ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

主催年金事務所(予約先TEL)	会 場	相談日時(予約可能な相談時間)
新潟東 (025-283-1013)	五 泉 市 村 松 支 所	8/ 3 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	五 泉 市 福 祉 会 館	8/17 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	阿 賀 町 役 場 本 庁	8/24 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
新潟西 (025-225-3008)	佐渡市にお住まいの方は「テレビ電話相談」も実施しております	個室でプライバシーに配慮しています! ・・・ むずかしい操作は一切ありません! ・・・ お好きな日・時間に予約ができます! ・・・ 対面相談と同じ相談が可能です!
会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)		
長 岡 (0258-88-0006)	小 千 谷 市 民 会 館	8/ 9 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		8/23 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー	8/24 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
上 越 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	8/ 9 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
		8/23 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
三 条 (0256-32-2820)	見附市市民交流センターネーブルみつけ	8/23 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:00)
新発田 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	8/ 9 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		8/23 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
	阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館	8/16 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
六日町 (025-716-0008)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー (ク ロ ス 1 0)	8/10 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)
		8/24 (木) 10:00～15:00 (10:00～14:30)

- 年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。



世代を超える 今だからこそ、伝えたい。

令和
5年度

「わたしと年金」エッセイ



募
集
中

応募締切 令和5年 9月8日(金)

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、様々な取組を行っています。「ねんきん月間」の間中は、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開する予定です。

この取組の一環として、広く皆様から公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

募集要領

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金のかかりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ。

募集期間

令和5年6月1日(木)から令和5年9月8日(金)まで

応募資格

中学生以上

発表

受賞作品につきましては、11月に日本年金機構ホームページにて発表します。

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

募集の詳細につきましては日本年金機構ホームページをご覧ください。

[わたしと年金エッセイ](#)

[検索](#)



仕事中や通勤途中のケガは 健康保険を使用できません



仕事中や通勤途中のケガは、労災保険の給付対象となるため、健康保険を使用することができません。負傷されたご本人様や事業所様が、労災保険と健康保険のどちらを使用するか選択することはできず、必ず労災保険へ手続きを行っていただくことが法律で定められています。

医療機関を受診する際は、必ず仕事中や通勤途中のケガであることをお伝えください。医療機関は、聞き取りにより事務手続きを進めます。その際、情報が正しく伝わらず、健康保険を使用された場合は、協会けんぽが負担した7～8割相当分の返還請求を行います。

パート・アルバイトの方が 仕事中にケガをしてしまった

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいいます。したがって、労働者であれば、アルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。

業務災害又は通勤災害が発生したときに事業所に使用されていれば権利が生じることになります。



仕事中又は通勤途中だけで、 軽いケガ、自損事故で済んだので 健康保険を使いたい

ケガの程度、自損事故、相手のいる交通事故などの違いで健康保険の使用可否が変わることはありません。

「仕事中又は通勤途中のケガ」であれば、健康保険を使用することはできません。



仕事中に自損事故でケガをし、 損害保険会社から 「健康保険を使用して下さい」と言われた

交通事故で損害保険会社に相談した際に、健康保険の使用を案内されることがありますが、労働基準監督署以外に労災保険の該当判断を行うことはできません。損害保険会社に相談される際には、必ず「業務上又は通勤途中のケガ」である旨を伝え、健康保険を使用することがないようご注意ください。



勤務先に迷惑がかかるため、 労災保険扱いにしたくない

ご本人様や事業所様が労災保険か健康保険のどちらを使用するか選択することはできません。また、労働基準監督署では「労災かくし」の排除に係る対策を推進しており、「労災かくし」を行った事業所様に対して厳正に対処しています。

労災保険を使用すると迷惑をかけると思って健康保険を使用することがないようご注意ください。



仕事中・通勤途中のケガについて協会けんぽよりお願い

1 労災保険の該当については労働基準監督署にご相談ください

ケガの状況によっては、労災保険該当についての判断が難しい場合もあります。勤務先を管轄する労働基準監督署が労災保険の該当かどうかの判断をおこないますので、ご相談いただきますようお願いいたします。

2 医療機関で受診される際には最初から労災保険をご利用ください

仕事中や通勤途中での負傷時には、負傷原因を医療機関に正しく伝えて最初から労災保険扱いで診療していただくようお願いいたします。健康保険使用後に労災保険扱いに変更すると、健康保険負担分(医療費の7～8割)を返納しなければなりません。



●お問い合わせ先：協会けんぽ新潟支部【レセプトグループ】



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

現在服薬中の方へ、ジェネリック医薬品という選択肢があることを知っていただくために、ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします。協会けんぽ全体で、これまでに累計で約4,840万件の通知を送付し、軽減効果額は約2,783億円(単純推計)となっております。

送付対象者

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。



送付時期 令和5年8月下旬 ※加入者さま(被保険者)ご本人の住所へ直接お送りします。

ジェネリック医薬品の特徴



服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られているものもあります

製剤の小型化

大きさを小さくし飲みやすく改良

剤形の変更

飲みやすい形状に改良

味の改良

にかみ等を抑えた味に改良

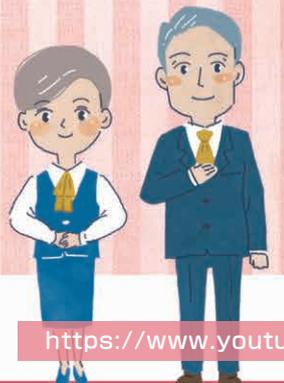


ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医師や薬剤師とよくご相談ください。

観てわかる!! 健康保険給付申請書の 記入方法

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ



動画は協会けんぽ
新潟支部の
YouTubeチャンネル
からご覧いただけます



各種、健康保険給付申請書の記入方法を
私たちが動画でわかりやすくご案内いたします。

<https://www.youtube.com/@kenpo-niigata>

DVD&Blu-rayの貸出もしています。

チャプターごとにわかれているので、知りたい所だけでもご覧いただけます

傷病手当金支給 申請書	出産手当金支給 申請書	療養費支給申請書 (立替払等)	療養費支給申請書 (治療用装具)	限度額適用認定 申請書
chapter1 14:29	chapter2 10:43	chapter3 08:28	chapter4 09:06	chapter5 05:32
傷病手当金支給申請書の記入方法 ご郵送やのりかてで会社を休まれた方へ	出産手当金支給申請書の記入方法 ご郵送により会社を休まれた方へ	療養費支給申請書(立替払等)の記入方法 全額自己負担した医療費の払い戻しを希望される方へ	療養費支給申請書(治療用装具)の記入方法 全額自己負担した治療用装具の払い戻しを希望される方へ	限度額適用認定申請書の記入方法 自費が高額になりそうの方へ

●お問い合わせ先：協会けんぽ新潟支部【企画総務グループ】

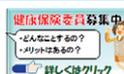


健康保険委員(健康保険サポーター)を募集しています!

有益な情報をいち早くご提供します!

応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから!



スマートフォンから!





今月の健康情報

脱水・熱中症にご注意を!



夏本番を迎え、じっとりとした湿気とともに気温もぐんぐんと上昇する時期です。まだ体が暑さに十分対応できていないこの時期に、特に注意したいのが「熱中症」です。

熱中症とは?

熱中症とは、高温多湿な環境で長時間過ごすことにより、次第に体の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体に熱がこもってしまう状態になることです。



こんな症状が出たら、あなたは熱中症の疑いがあります

軽度

- 大量の発汗
- めまい、立ちくらみ、一時的な失神
- 生あくび
- 筋肉痛、こむら返り

中等度

- 汗が出なくなり、体温が上昇
- 頭痛、吐き気・嘔吐
- だるさ
- 意識が遠のく (集中力や判断力の低下)

重症化

- さらに体温が上昇
- けいれんや呼びかけに応じない意識障害や昏睡などが起こる
- 内臓の障害が起こり、命にかかわる状態になる

重症化を防ぐには「もしかして熱中症かも?」と疑った時の早めの対応が大切です。重症化していても、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

基本が大事! 水分補給と暑さ対策



効果的に水分補給を!

屋外・室内問わず、のどが渇いたと感じる前にこまめに少量(100cc程度を3~60分に1回程度)ずつ水分・塩分補給する。

工夫して暑さ対策を!

外出時には、日傘や帽子を着用。また、日陰を利用し、直射日光を避ける。室内では、扇風機や冷房などで室温を調節し、こまめな換気などで、熱をこもらせない。通気性がよく、吸湿性、速乾性のある服装。さらに熱っぽいと感じた時には、保冷剤、冷たいタオルで体を冷やす。

熱中症の重症化を防ぐには、早めの対応が大切!

意識がしっかりあり、水分の摂取もできるようなら、応急手当で回復が見込めます。意識がぼんやりしていたり、反応がにぶい、動けない、水分を摂れない状況であれば、迷わず救急車を要請し、救急車を待つ間、応急手当を行います。



まず確認

周りの人に熱中症が疑われる症状があった場合には…

- ▶ 「意識があるか?」
- ▶ 「水分を摂れるか?」
- ▶ 「どんな症状があるか?」

確認しましょう。

熱中症の応急処置

- 日差しを避けて涼しい場所に運び、衣類を緩めて安静にさせる
- エアコンをつけたり、うちわや扇風機などで風を送り、冷やす
- 太い血管の通っている首やわきの下、太ももの付け根を保冷剤や冷たいペットボトル、冷たいタオル等で冷やす
- 水分(できれば経口補水液やスポーツドリンク)を少しずつ何度も飲ませる

協会けんぽ新潟支部メールマガジン
「ときメール」配信登録受付中!

登録料
無料

パソコンから!

スマートフォンから!

お知らせ

ラムサール条約登録湿地「佐潟」・砂丘歩き

- 開催日 令和5年9月30日(土)
- 開催場所 新潟市西区赤塚・佐潟
- 募集人員 50名(最少催行人数30名)



申込方法等、詳しくは「社会保険にいがた8月号」でお知らせします。 お問い合わせ／一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

募集

令和5年度

職場の同僚やご家族、ご友人と！
みんなで楽しくボウリング大会



- 令和5年9月9日(土) スタート13:30 (受付13:00~13:20)
会場：サウンドボウル見附店(見附市今町7-15-10)
募集チーム数28チーム(最少催行チーム数/14チーム)

- 令和5年9月10日(日) スタート13:30 (受付13:00~13:20)
会場：グランドボウル黒埼(新潟市西区山田458)
募集チーム数24チーム(最少催行チーム数/12チーム)

1チーム4人による団体戦(1人3ゲーム)！
※年齢・性別によりハンディあり(当日会場でお知らせいたします)

会場ごとにチームのトータルピンで順位を決定！
※優勝他多数賞品を用意しております(全チームに参加賞贈呈)

参加費

※当日会場で徴収いたします

◎高校生以上／一人1,000円 ◎中学生以下／無料 ※貸し靴代は各自ご負担ください

参加資格等

会員事業所にお勤めの被保険者及びそのご家族(配偶者及び小学5年生以上の子・同居家族)

※会員事業所に勤務する被保険者4名によるチーム編成も可 ※他の会員事業所にお勤めの被保険者(2名以内)との合同チーム編成も可
※会員事業所以外の事業所にお勤めの被保険者1名を含むチーム編成も可

申込方法等

下記の「参加申込書」に必要事項を記入し、**9月1日(金)までに**、
(一財)新潟県社会保険協会あて **FAX 025-290-3201** によりお申込みください。

※チーム代表者は会員事業所にお勤めの被保険者に限ります。 ※令和5年度の協会費が納入済みであることを確認のうえ、お申し込みください。

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 | TEL.025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和5年度

「みんなで楽しくボウリング大会」参加申込書

申込会場 ※希望する会場に○を付してください。 サウンドボウル見附店(9/9開催) グランドボウル黒埼(9/10開催)

事業所所在地	〒		
事業所名称	電話番号	チーム代表者	電話番号
メンバー表(①②③④は投球順)	年齢	性別	参加区分(該当する区分に○を付してください)
フリガナ ①氏名			・ 会員事業所の被保険者(事業所名:) ・ 家族) ・ 会員事業所以外の事業所の被保険者(事業所名:)
フリガナ ②氏名			・ 会員事業所の被保険者(事業所名:) ・ 家族) ・ 会員事業所以外の事業所の被保険者(事業所名:)
フリガナ ③氏名			・ 会員事業所の被保険者(事業所名:) ・ 家族) ・ 会員事業所以外の事業所の被保険者(事業所名:)
フリガナ ④氏名			・ 会員事業所の被保険者(事業所名:) ・ 家族) ・ 会員事業所以外の事業所の被保険者(事業所名:)

※参加者が中学生以下の場合は、年齢を○で囲ってください。

チーム名	
------	--

※チーム名を20文字以内で記入ください。

事務手続きの
基本を解説!

社会保険事務講習会 9月開催のご案内

参加料不要

老齢年金の仕組み等について、分かりやすくご説明します。どなたでもご参加いただけます。

講習内容 年金給付について(老齢年金) … 講師/日本年金機構年金事務所職員 ※開催時間は各会場とも13:30から15:00まで

申込方法 (一財)新潟県社会保険協会ホームページ[■事業案内1]募集中(催事のご案内)]をご確認のうえ、同ページに掲載してある[申込書]に必要な事項を記入しFAX(025-290-3201)でお申し込みください。

お問い合わせ/一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

5月開催 社会保険事務講習会「確認問題」結果

5月開催社会保険事務講習会には、142名の方からご参加いただき、また、当日配布いたしました「確認問題」に44名の方から解答をお寄せいただきました。皆様ありがとうございました。解答をお寄せいただいた方のうち全問正解された28名の方には、粗品をお送りいたしました。なお、5月開催社会保険事務講習会「確認問題と解答・解説」は(一財)新潟県社会保険協会Hp新着情報でご確認いただけます。

【全問正解者】 ※掲載希望者 ●北村 小百合さん(株式会社上越デンカ生コン/上越市) ●遠藤 ゆかりさん(新発田食品工業団地協同組合/新発田市)
●三浦 一さん(北陸ガスエンジニアリング株式会社/新潟市中央区)



年金セミナー 開催

参加料不要

定年後を考える年金セミナー

働き方やライフスタイルが多様化する今日、退職後の生活を支える年金や健康の保持増進の基盤となる健康保険に関する知識は不可欠です。当セミナーでは、複雑な60歳からの年金・雇用保険・健康保険について、わかりやすく解説します。定年を控えこれからの働き方やライフプランをお考えの方、社会保険事務のご担当者、会員事業所・非会員事業所問わず一事業所何名様でも参加申込いただけます。

- 第1部 定年後を考える ～60歳からの年金・雇用保険・健康保険のポイント～ (2時間)**
 - 複雑な60歳からの年金・雇用保険・健康保険 ●年金は何歳から、どれくらい受けられる?
 - 働きながら受ける年金について/在職老齢年金 ●60歳以上で働く場合の給付金について/高齢者雇用継続給付
 - 定年退職でも失業給付が受けられる ●退職後の健康保険について …………… <講師> 特定社会保険労務士
- 第2部 シニア世代の食事と栄養について (1時間) …………… <講師> 管理栄養士**

開催日時・会場等は、下記の「参加申込書」をご確認ください。申込に際しては必要事項を記入し、(一財)新潟県社会保険協会あて FAX 025-290-3201 によりお申込みください。(※定員に達した場合のみご連絡いたします)

お問い合わせ/一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和5年度

「定年後を考える年金セミナー」参加申込書

希望箇所にOを付してください	開催日	会場	定員	開催時間
	9月14日(木)	コモプラザ(新発田市舟入町3-9-23)	60	各会場とも 13:30~16:30
	9月21日(木)	柏崎市産業文化会館(柏崎市駅前2-2-45)	24	
	9月26日(火)	南魚沼ふれ愛支援センター(南魚沼市坂戸399-1)	40	
	10月17日(火)	燕三条地場産業振興センターメッセピア(三条市須頃1-17)	80	
	10月19日(木)	上越市市民プラザ(上越市土橋1914-3)	60	
	10月24日(火)	ハイブ長岡(長岡市千秋3-315-11)	48	
	11月7日(火)	新潟ユニゾンプラザ(新潟市中央区上所2-2-2)	80	
事業所所在地	〒			
事業所名称		連絡先電話番号	-	-
参加申込者氏名				